

久喜市市民活動推進補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市市民活動推進補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、久喜市市民活動推進基金及び久喜市福祉基金を活用し」を削る。

第2条第1項中第4号を削り、同条第2項に次の1号を加える。

- (3) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する団体

第3条第1項中「補助金を交付する年度と同年度に実施する」を削り、同条第3項第1号中「久喜市市民活動推進基金」の次に「及び久喜市場外発売場環境整備基金」を加える。

第4条に次の1号を加える。

- (5) その他市長が適当でないと認める経費

第6条第1項中「年1回」を削る。

第7条第2項を次のように改める。

2 委員会は、前項の規定により市長から意見を求められたときは、次の各号に掲げる応募事業の区分に応じ、当該各号の審査方法により審査し、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

- (1) 第4条に規定する補助対象経費が50万円以下の応募事業 書類審査

- (2) 前号以外の応募事業 書類及び公開プレゼンテーションによる審査

(以下「企画提案会」という。)

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第2号に規定する応募事業を実施しようとする応募団体は、企画提案会において、事業内容、事業実施に伴う効果その他必要な事項を説明するものとする。

第8条中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補助区分	初期的補助	発展的補助
対象事業	これから活動を始める、又は始めたばかりの団体が、その活動を軌道にのせるための事業	既に活動を行っている団体が、これまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は新たに展開する事業
団体の条件	国又は地方公共団体等から補助を受けたことのない団体	—
補助率	10分の10以内	1回目 10分の10以内 2回目 10分の9以内 3回目 10分の8以内 4回目 10分の7以内 5回目 10分の5以内
補助金額の上限	100,000円	1,000,000円
交付回数の制限	1団体1回まで	1団体5回まで

備考

- 1 補助金の交付対象となる謝礼の総額は、総事業費の10分の5以内とする。
- 2 発展的補助における補助金の交付対象となる備品購入費の総額は、総事業費の10分の2以内とする。
- 3 備品購入に係る補助率については、2分の1以内とする。
- 4 事業収入がある場合は、補助対象経費から事業収入を控除した額に上表の補助率を乗じて算出した額を補助金額とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

市民活動推進補助金事業企画書 年 月 日 久喜市長 あて 住 所 団 体 名 代表者氏名 次のとおり事業を企画したので、関係書類を添えて提出します。	
団体の概要	別添「市民活動団体概要書（様式第2号）」のとおり
事業の名称	
補助の財源	①市民活動推進基金・場外販売場環境整備基金 ②福祉基金（いずれかを○で囲んで下さい。）
補助の区分	初期的補助・発展的補助（どちらかを○で囲んで下さい。）
事業の概要	別添「事業計画書（様式第3号）」のとおり
実施予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
補助金交付申請 予定額	円
事業経費の配分及 び経費の使用方法	別添「事業収支予算書（様式第4号）」のとおり

備考 この企画書には、定款又は規約、会則その他これらに準ずる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の久喜市市民活動推進補助金交付要綱第9条第1項の規定により交付決定の通知をした補助金については、同要綱第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(久喜市地域提案型活動事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 久喜市地域提案型活動事業補助金交付要綱（平成31年久喜市告示第99号）は、廃止する。

(久喜市地域提案型活動事業補助金交付要綱廃止に伴う経過措置)

- 4 この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の久喜市地域提案型活動事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により交付決定の通知をした補助金については、同要綱第15条、第17条及び第18条の規定は、同日後もなおその効力を有する。